

答申(案)の概要

自治基本条例制定の背景

【公共部門における行政機能の拡大と市民の「私」への埋没】
近年、人々の暮らしは個人主義化し、地域の人々とのつながりの希薄化が進みました。その結果、地域社会の問題解決能力、自立性は低下し、行政の機能は拡大していきましました。しかし、最近では、地域の個人主義化が再び評価されており、地域内のルールの方向性を示すことが求められています。

【公共を担う主体の多様化】

これまで地域で活動する団体は町内会・自治会が中心でしたが、近年はボランティア、NPOなど様々なグループの活動が活発化し、存在感も大きくなってきています。より良い地域社会を構築していくためには、そこで活動している全ての組織・団体が相互に補完しあう仕組みづくりが求められています。

【地方分権改革】

2000年4月に「改正地方自治法」が施行され、市町村の事務における自主裁量の領域が拡大されました。これまで国のルールに従っていた市町村は、今後は、事務を処理するにあたってルール・基準を示すことが可能になり、かつ、求められるよ

【地方自治制度を規定する法の不備の補完】

市民が直接、政策の決定に関わる手段として、法律で認められていない住民投票制度や直接請求制度などは、請求できる事項が限られていることや、要件が厳しいこと

【新しい権利の提唱】

人々の価値観の多様化により、日照権や環境権、知る権利、外国人の権利、子どもの権利など、様々な権利が尊重されるようになってきていますが、これらは憲法その他実定法上の明文の権利とは異なります。したがって、自治体が、地域の個別事情に応じた市民の実態的な権利を擁護することが求められています。

【計画的・市民参加型行政運営(マネジメント)】

町田市の都市としての成熟度が高まっていくにつれて、長期的・総合的な視点から、目指すべき将来像を市民と共有し、協働する、計画的・市民参加型行政運営に点検していく必要性が高まっています。

町田市の都市としての成熟度が高まっていくにつれて、長期的・総合的な視点から、目指すべき将来像を市民と共有し、協働する、計画的・市民参加型行政運営に点検していく必要性が高まっています。

自治基本条例の諸要素・理念

基本理念

【「地方自治の本旨」の実現】

町田市で既に制定されている多くの条例とは異なり、「地方自治の本旨」である「住民自治」「団体自治」の原則を具体化するものであり、他の条例の方向性を導く最高規範性を有するものとなります。

【情報共有に基づく市民参加】

住民自治の実現のためには、これまで行政が行ってきた活動に市民が参加することが求められており、その実現の前提となる、市民と行政間の情報共有を進めていきます。

【市民エンパワーメント】

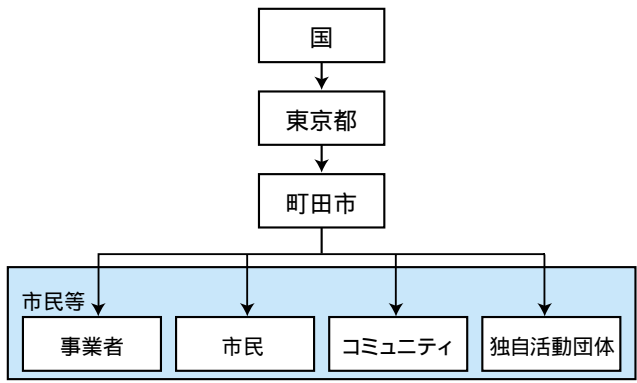
「『地方自治の本旨』の実現」「情報共有に基づく市民参加」「共生と協働」を実現するためには、地域市民の課題解決能力の育成が必要となることから、市民が本来持っている力を引き出すとともに社会的権限を与える市民エンパワーメントを基本理念とします。

【共生と協働】

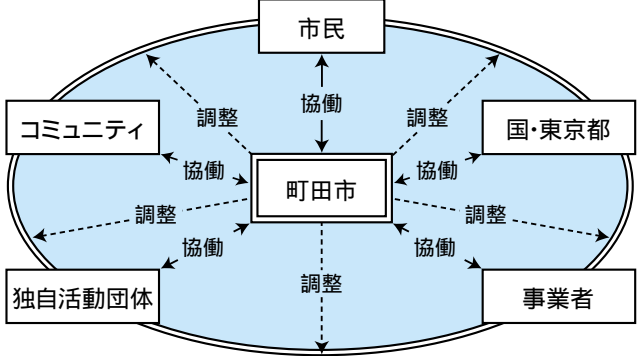
行政だけではなく、市民やNPO、市民、事業者の多様な主体が互いに尊重し、相互に協力しあ

行政だけではなく、市民やNPO、市民、事業者の多様な主体が互いに尊重し、相互に協力しあ

図表1 市民等と行政のこれまでの関係



図表2 地域共治(ガバナンス)に基づいた市民等との関係



町田市の都市としての成熟度が高まっていくにつれて、長期的・総合的な視点から、目指すべき将来像を市民と共有し、協働する、計画的・市民参加型行政運営に点検していく必要性が高まっています。

町田市の都市としての成熟度が高まっていくにつれて、長期的・総合的な視点から、目指すべき将来像を市民と共有し、協働する、計画的・市民参加型行政運営に点検していく必要性が高まっています。



第1回広聴会

基本原則

【地域共治(ガバナンス)】

これまでのように、行政が公共分野において独占的な地位を占めるのではなく(図表1参照)、市民やNPO、事業者などの様々な主体が地域社会において果たす役割を認識し、それぞれの権利と義務、責務を通じて協働関係による統治「地域共治(ガバナンス)」を基本原則とします(図表2参照)。

【計画的・市民参加型行政運営を促進するための具体的内容】

・明確な目標設定と「政策責任」「執行責任」の位置づけ
・情報公開と参加のある「行政運営の循環」の確立
・行政計画から公共計画

地域における自治を担う主体の権利及び責務(義務)に関する一般規範

自治基本条例では、地域の自治を担う主体として、市民等

行政、議会の権利及び責務(義務)を規定することを考え、各主体の権利、責務(義務)を整理しています(図表3参照)。

【市民等の権利】

「市民等」とは、在住、在勤・在学者、地域で活動するNPO、町内会・自治会、事業者、法人、その他の諸主体を指します。市民等は、自治の実現のためにまちづくりの過程や手続きにも参加する「まちづくりに参加する権利」と参加の前提となる「知る権利」を有するものと考えます。具体的な権利としては、「住民投票を求める権利」などに代表される「参加・協働の推進を求める権利」、「説明責任を果たすことを求める権利」などに代表される「説明責任・情報公開・提供を求める権利」、「個人情報保護を求める権利」から成り立ちます。また、まちづくりに参加しないことを認める「不参加により不利益を受けない権利」も執行(実施)時には保証されるべきであると考えられます。

【市民等の責務】

市民等の責務としては、まちづくりに関する自らの責任と役割を自覚し、積極的、主体的にまちづくりに取り組み、他の市民等を尊重しながら連携し、協力するということ「参加・協働の推進を担う責務」が挙げられるとともに、「具体的施策へ協力する責務」も市民等の担う役割として考えられます。

【市民等の権利及び責務(義務)】

また、事業者も市民等の一部であり、特に、その社会経済活動がまちづくりに与える影響も大きい「知る権利」を有するものとして、また、まちづくりに配慮し協力する責務を規定することは極めて意義深いと考えられます。

【議会の権利・責務(義務)】

議会は、行政運営に対して、議会権能としての「議決権」「同意権」「調査権」「審議権」「意見提出権」の諸権利を有するとともに、行政を統制する責務を負うと考えられます。また、議会は、地域における課題の抽出や解決策の検討・実施において、市民等と行政等相互、あるいは、市民等と行政等相互の調整を担う責務(義務)があると考えられます。

【行政等の責務(義務)】

「行政等」とは、町田市ばかりではなく、町田市域という「公共空間」における行政としての国や東京都も含まれると考えられます。行政等には権利はありません。行政等の責務(義務)は、市民のまちづくりに参加する権利と

【行政等の責務(義務)】

また、議会は、地域における課題の抽出や解決策の検討・実施において、市民等と行政等相互、あるいは、市民等と行政等相互の調整を担う責務(義務)があると考えられます。

【市民等の権利及び責務(義務)】

参加・協働の推進を求める権利
説明責任・情報公開・提供を求める権利
個人情報の保護を求める権利
参加・協働の推進を担う責務
具体的施策に協力する責務

【行政等の責務(義務)】

参加・協働の推進を実施する責務(都・国は一般的なもの)
説明責任・情報公開・提供を実施する責務(都・国は一般的なもの)
個人情報保護を保障する義務
不参加により不利益を与えない責務
計画的な行政運営を実施する責務(町田市のみ)
効率的で柔軟な組織機構を構築し、職員の資質向上を図る責務(町田市のみ)
「公共空間」全体を総合調整する責務(町田市のみ)

【議会の権利及び責務(義務)】

議会権能としての諸権利
行政を統制する責務
市民等の相互間において調整を行う責務
参加・協働の推進を実施する責務
説明責任・情報公開・提供を実施する責務
個人情報保護を保障する義務
不参加により不利益を与えない責務

図表3 各主体の権利及び責務(義務)

<p>市民等の権利及び責務 参加・協働の推進を求める権利 説明責任・情報公開・提供を求める権利 個人情報の保護を求める権利 参加・協働の推進を担う責務 具体的施策に協力する責務</p>	<p>行政等(町田市・都・国)の責務(義務) 参加・協働の推進を実施する責務(都・国は一般的なもの) 説明責任・情報公開・提供を実施する責務(都・国は一般的なもの) 個人情報保護を保障する義務 不参加により不利益を与えない責務 計画的な行政運営を実施する責務(町田市のみ) 効率的で柔軟な組織機構を構築し、職員の資質向上を図る責務(町田市のみ) 「公共空間」全体を総合調整する責務(町田市のみ)</p>	<p>議会の権利及び責務(義務) 議会権能としての諸権利 行政を統制する責務 市民等の相互間において調整を行う責務 参加・協働の推進を実施する責務 説明責任・情報公開・提供を実施する責務 個人情報保護を保障する義務 不参加により不利益を与えない責務</p>
---	--	---